

令和4年12月20日
(令和5年5月8日変更)

令和5年度授業実施方針

学生・教職員 各位

小樽商科大学長 穴沢 眞

令和5年度の授業については、下記のとおり、学内での感染拡大防止に留意したうえで、対面による授業（面接授業）を基本として実施します。また、一部の授業については、教育効果等を勘案のうえ、遠隔授業を活用することで、感染拡大防止と学修機会の確保の両立に取り組んでいきます。**なお、令和5年度以降の遠隔授業については、国の法令である「大学設置基準」及び本学学則に基づき、【60単位までを上限】として、卒業所要単位数に含めることができます。**

(大学院アントレプレナーシップ専攻の授業実施方針等については、別途通知します。)

※令和2年度から令和4年度に実施した遠隔授業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による特例措置として、卒業所要単位数に含めることができる上限には含まれず、対面による授業と同様の取扱いとなります。

記

1. 授業方法の形態は、別紙1のとおり面接授業を基本とする。
2. 教室の収容定員については、別紙2のとおり、教室の座席数までとする。ただし、座席数に余裕がある場合は、できる限り密にならないよう「座席番号シール」の貼付されている座席を優先的に使用する。
3. 各授業科目の実施方法については、各科目の学修管理システム manaba のコースニュース等で周知する。
4. 面接授業（定期試験を含む）の受講にあたり、心身上の理由（診断書等により確認）から、新型コロナウイルスの感染等により重篤な状態になる危険性があると保健管理センターが判断した場合は、特別な配慮を行うことがある。
5. 定期試験については、対面試験及び遠隔試験をそれぞれ実施可能とする。また、対面試験を実施する科目において、学生は対面で試験を受験することを原則とする。
6. 大学内又は近郊で感染が拡大した場合や、国・文部科学省の指針、北海道及び小樽市の方針等を踏まえて、本学のBCPレベルを変更したときは、面接授業から遠隔授業に切り替える場合がある。

R5 授業の実施方法

以下の「1.面接授業」によることを基本とするが、教育効果を勘案のうえ、担当教員が必要と判断した場合は、「2. 面接授業（ハイブリッド）」によることも可能とする。3～6 に分類する遠隔授業については、教育を担当する副学長が認めた場合のみ選択可能とする。

面接授業	1.面接授業	全ての回を対面により実施 ※非常勤講師が遠隔で参加するオムニバス形式の授業等でも、教室で担当教員が質疑応答等に対応できる場合は、面接授業に含まれます。
	2.面接授業（ハイブリッド）	面接授業（半数以上）と遠隔授業を併用して実施 例 1)面接授業（半数以上）とオンデマンド授業を組み合わせる。 例 2)ハイフレックス授業（面接授業をリアルタイム配信）とする。 ※初回のみ全員対面とし、2回目からは、学生を2つのグループに分け、交互に対面で受講させる等、 半数以上の授業時数を対面で受講する機会を設ける必要 があります。
遠隔授業	3.遠隔授業（ハイブリッド）	遠隔授業と面接授業（半数未満）を併用して実施する授業 例 1)オンデマンド授業を中心とするがゲストスピーカーを招く一部の回で、対面またはリアルタイム配信での参加を求める。 例 2) ハイフレックス授業（面接授業をリアルタイム配信）とするが、学生を3グループに分け、1グループが対面、残りの2グループは遠隔とする。
	4. リアルタイム配信	Zoom 等によるリアルタイム配信を中心に全ての回を遠隔授業（一部オンデマンドを取り入れることもあり得る）で実施する授業
	5. オンデマンド（時間割指定あり）	一定の受講期間を設けたオンデマンド授業を中心とするが、一部の回で時間割の日時にリアルタイム配信や小テストを実施するなど時間割を指定する場合がある授業 ※同時限に配置される科目との同時履修は不可
	6. オンデマンド（時間割指定なし）	全ての回を一定の受講期間を設けたオンデマンド授業とし、時間割等の日時を指定した小テスト等は実施しない授業 ※同時限に配置される科目との同時履修が可能な授業 ※リアルタイムの試験は実施しない

■注意事項

- ① 遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる場合は面接授業として取り扱う。
- ② 4～6 の遠隔授業の場合、原則として面接授業は行わない。（対面での参加を求める場合は、学生の同意が必要）
- ③ 「1.面接授業」であっても、休講の代替措置として、遠隔授業による補講を行うことは可能。
- ④ 「2.面接授業（ハイブリッド）」において、履修する全ての学生に対し、半数以上の授業時数を対面で受講する機会を設けたものの、病気等の事情により、結果として対面での授業時数が半数未満となった学生についても、面接授業を受講したものとして取り扱う。

令和5年度における教室収容人数

	教室名	収容定員 (R4後期から)	ビル管法に基 づく収容可能 人数	換気	備考
3号館	102	107	50	★	固定机※自習室として使用
3号館	104	228	123	★	固定机
3号館	105	168	166	★	固定机
3号館	114	106	106		可動式机
3号館	210	324	216	★	固定机
3号館	213AL	90	80	★	可動式机・特殊形状
3号館	214	48	30	★	可動式机
3号館	301	47	30	★	可動式机
3号館	305	131	50	★	可動式机
3号館	307	54	30	★	可動式机
3号館	308	54	30	★	可動式机
3号館	401	107	40	★	固定机
3号館	406	107	40	★	固定机
3号館	407	106	40	★	固定机
3号館	413	128	50	★	固定机
4号館	160CL	338	234	★	固定机
4号館	251	45	16	★	【大学院用】可動式机
4号館	253	33	16	★	【大学院用】可動式机
5号館	171AL	70	47	★	可動式机
5号館	172AL	55	40	★	可動式机
5号館	174AL	42	28	★	可動式机
5号館	272AL	30	32		可動式机
5号館	274AL	30	23	★	可動式机
5号館	370CL	192	125	★	可動式机+固定机
5号館	470CL	242	172	★	可動式机+固定机
3号館	BL1	40	40		可動式机・特殊形状
2号館	BL2	60	53	★	可動式机
2号館	BL3	20	26		可動式机
2号館	BL4	10	16		可動式机・特殊形状
2号館	LL1	44	43	★	固定机
2号館	LL2	42	43		固定机
2号館	第1実習室	100	61	★	指定した座席のみPC利用可能
2号館	第2実習室	14	16		指定した座席のみPC利用可能
2号館	第3実習室	40	16	★	指定した座席のみPC利用可能
2号館	第4実習室	30	43		指定した座席のみPC利用可能

- 1.ゼミ室については、各ゼミ室の面積及び所属者数が異なること、全員が一方向を向いた座席の設定が難しいこと、また、座学以上に対話形式が中心となることから、収容人数を定めることはできませんが、できる限り1m以上の身体的距離を取るとともに、通常の講義以上に消毒、換気等について、教員・学生ともに留意してゼミ運営をお願いいたします。
- 2.出席者数が「ビル管法に基づく収容可能人数※ビル管理法に基づく必要換気量（一人当たり毎時30m³）により算定」を超過する場合（★印の教室が対象）は、強制換気システムによる換気に加え、窓の開放などによる直接的な換気の併用が望まれます。
- 3.本学のBCPレベル1及び2を想定した収容人数となります。（BCPレベル3以上は、原則遠隔授業となります）